

豊川市総合体育館始め19体育施設に係る仕様書

1 趣旨

この仕様書は、豊川市総合体育館、豊川市プール、豊川市野球場、豊川市陸上競技場、豊川市庭球場、豊川地域文化広場庭球場、弘法山公園野球場（ナイター関係分）、本野原第一公園広場（ナイター関係分）、豊川市武道館、豊川市一宮体育センター、豊川市農業者トレーニングセンター、豊川市上長山庭球場、豊川市東上野球場、豊川市足山田野球場、豊川市いこいの広場、豊川市音羽運動公園、豊川市御津体育館、豊川市御津庭球場及び豊川市御幸浜パターゴルフ場（以下「豊川市総合体育館始め19体育施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めるものである。

2 管理運営に関する基本的な考え方

基本方針

指定管理者は管理業務の遂行にあたり、市民が広く利用する公の施設としての性格を十分に認識し、利用者にとっての快適な施設の環境づくり及び施設の利用促進を目指すとともに、日常または定期的に施設に必要な保守点検業務を行うことにより最良な状態を維持し、安全の確保に努める必要がある。

また、施設の利用促進を図るため、積極的な広報活動を実施するとともに、施設の設置目的に適合した魅力ある自主事業を実施及び運営する必要がある。

管理運営の基準

施設の目的を実現させる管理運営を実施すること。

次の関係法令、条例、規則及び細則を遵守すること。

ア 地方自治法、同施行令ほか行政関係法規

イ 労働基準法、労働関係衛生法ほか労働関係法規

ウ 豊川市総合体育館条例、豊川市プール条例、豊川市体育施設条例、豊川市武道館条例、豊川市一宮体育センター条例、豊川市農業者トレーニングセンター条例、豊川市いこいの広場条例、豊川市音羽運動公園条例、豊川市御津体育施設条例、豊川市御幸浜パターゴルフ場条例及び各管理規則

エ 豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

オ 豊川市個人情報保護条例

カ 豊川市行政手続条例

キ 豊川市情報公開条例

ク 豊川市都市公園条例

ケ その他管理運営を行うにあたり必要な関係法令

予算の執行にあつては、事業計画書及び収支予算書に基づき適正に執行すること。

効率的・弾力的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること。

施設の安定的な管理運営を実施すること。
施設の適正な管理運営を実施すること。
関係団体、事業者等と良好な関係を維持すること。
利用者の安全を第一とし、事件、事故、災害緊急時には適切に対応すること。
利用者の平等な利用を確保すること。
施設の利用促進を積極的に図ること。
魅力ある自主事業を実施すること。
市民サービスの向上に努めること。
環境に配慮した管理運営を実施すること。
施設の管理運営において知り得た秘密については漏洩しないこと。
個人情報の保護を徹底すること。
施設の管理運営にあたり、豊川市教育委員会市民体育課の指示、指導に従うこと。

3 利用時間及び休館日等

利用時間及び休館日等については、豊川市総合体育館条例第4条(利用時間)及び第5条(休館日等)、豊川市プール条例第4条(利用時間)及び第5条(開場期間等)、豊川市体育施設条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)、豊川市武道館条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)、豊川市一宮体育センター条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)、豊川市農業者トレーニングセンター条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)、豊川市いこいの広場条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)、豊川市音羽運動公園条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)、豊川市御津体育施設条例第4条(利用時間)及び第5条(休業日等)並びに豊川市御幸浜パターゴルフ場第3条(利用時間)及び第4条(休業日等)に定められているとおりとするが、指定管理者は特に必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

4 業務の内容

施設の利用に関すること。
許可申請書の受付及び交付に関すること。
各種届出書の交付
利用承認書の交付
利用の制限及び利用承認の取消
施設利用の相談及び案内
利用後の点検
秩序の保持及び遵守事項
施設利用料徴収及び払込事務
施設及び設備の維持管理に関すること。

施設の保守点検に関すること。

施設の補修に関すること。

施設の清掃に関すること。

施設の警備に関すること。

施設の防災に関すること。

詳細については別紙1「施設管理業務一覧表」のとおり

自主事業の運営に関すること。

通常利用者に支障とならない範囲内で、自主事業計画書により実施すること。

事業対象は、市民の要望を考慮したものであること。

料金設定が著しく高額とならないこと。

利用料金に関すること。

利用料金の額の設定（豊川市の承認が必要）、徴収、減免及び還付に関すること。

施設賠償責任保険の加入に関すること。

次の条件を満たすものに必ず加入すること。

身体損害 1名につき5,000万円以上、1事故につき5億円以上

財物損害 1事故につき1,000万円以上

利用者の安全の確保に関すること。

利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万が一に備えて従業員を訓練すること。

個人情報の保護に関すること。

豊川市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底すること。万が一漏洩等した場合の対策を講じるとともに、直ちに市に報告すること。

業務報告書に関すること。

毎月終了後、実績報告書及び経理状況報告書を翌月の15日までに提出すること。

年度終了後、4月20日までに実績報告書及び経理状況報告書を提出すること。

各種統計資料を作成すること。

その他、市が必要とする報告書を提出すること。

管理運営のための体制整備に関すること。

管理体制の基準について

管理体制については、施設の設置趣旨に基づき、安全かつ適切に運営できるよう人員配置等に配慮すること。

ア 豊川市総合体育館関係

総括責任者、現場責任者及び経理責任者を配置すること。窓口の受付事務に関しては常時2名体制とすること。

イ 豊川市プール関係

プール開設期間については、プールの安全な運営管理が十分に確保出来るよう管理責

任者及び看護師を配置すること。プール及びロッカーの監視員並びに受付及び利用料収納事務担当者を配置すること。また、年度毎にプールの開設前に指定管理者と教育委員会市民体育課との間で、市プールの実施体制を協議すること。

ウ 豊川市武道館関係

管理責任者を配置すること。窓口の受付事務に関しては常時2名体制とすること。

エ 豊川市農業者トレーニングセンター関係

管理責任者を配置すること。窓口対応に関しては常時1名以上の体制とすること。

オ 豊川市いこいの広場関係

現場窓口で常時1人職員を配置すること。

カ 豊川市音羽運動公園関係

管理責任者を配置すること。窓口対応に関しては常時1名以上の体制とすること。

キ 豊川市御津体育館及び豊川市御津庭球場関係

管理責任者を配置すること。窓口の受付事務に関しては常時2名体制とすること。

ク 豊川市御幸浜パターゴルフ場

施設の維持管理及び受付窓口それぞれ常時1人職員を配置すること。

従業員の雇用等に関すること。

ア 管理運営に係る全従業員(臨時職員を含む)の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。

イ 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

経理業務、受付業務、帳簿作成業務その他体制の整備に必要な業務を実施すること。

減免に関すること。

豊川市体育施設使用料減免取扱要綱の減免措置に関する要綱に基づき減免を許可すること。なお、減免された利用料金については、これを清算しないこととする。

物品等の販売業務に関すること。

その他管理運営に関し必要なこと。

ア 必要な許認可等の取得に関すること。

イ 監督官庁への届出業務に関すること。

ウ 情報公開条例に基づく情報公開に関すること。

エ 市・関係団体等との連絡調整に関すること。

オ 管理運営に必要な研修の実施に関すること。

カ 苦情、要望の対処、報告に関すること。

キ モニタリングの計画・実施・報告に関すること。

市及び教育委員会等が実施する事業への協力

市、教育委員会及び公共的団体の申込みの優先受付及び学校体育施設開放使用料に係る収納業務など、市及び教育委員会等が実施する事業への支援・協力を積極的に実施するこ

と。

施設予約システムを活用した受付関係業務

現在、愛知県の共同利用型予約システムを導入している。ただし、豊川市音羽運動公園、豊川市御津体育館、豊川市御津庭球場及び豊川市御幸浜パターゴルフ場については未実施である。しかし、今後速やかに導入を予定している。愛知県の共同利用型予約システムとは、スポーツ施設の利用者登録・予約・承認・取消等をシステム化し、各受付窓口に通の端末を設置し、受付マニュアルに基づく処理を行うものである。

その他の付随する業務

ア 本野原第1公園、礼通公園、曙グラウンド、地域文化広場ソフトボール場、自由広場、大崎公園、稲荷公園、三上緑地A・B（以上は都市公園内にある。）に関する利用受付業務

イ 大崎公園及び礼通公園に係る倉庫内の備品点検・確認・清掃（月1回）鍵交換

ウ 曙グラウンド外周付近の草刈・集草・搬出・処分及び除草剤の散布（年3回）鍵交換、トイレ清掃

エ シティマラソン時、シティマラソン参加者用の市プールのロッカー及びトイレに係る開放及び利用

オ 御津中学校に係る学校開放夜間照明設備利用者の利用受付及び使用料収納業務

カ 三河臨海緑地内臨海球場利用者の利用受付業務

5 業務委託について

指定管理者は原則として本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、施設の管理運営に関する業務を委託する場合で、あらかじめ市の承認を得たものについてはこの限りでない。

6 備品・消耗品の所有権、貸与及び取扱い

指定管理者に貸し付ける備品（以下「附属備品」という。）・消耗品については、市の所有とし、市が無償で貸し付けるものとする。

附属備品が経年劣化により使用できなくなった場合又は指定管理者の故意若しくは過失により滅失し、き損し、若しくは紛失した場合において、指定管理者は、市の指定した期間内に当該附属備品の代替品を供与し、又は当該代替品の購入に要する費用を弁償すること。なお、附属備品が経年劣化により使用できなくなった場合において、当該附属備品の代替品の見積金額が30万円以上のときは、市が当該代替品を購入するものとする。

指定管理者が、自ら購入・搬入し、保管を要する備品・消耗品については、指定管理者の所有とする。

指定管理者は、市が所有する備品・消耗品についての使用及び保管は、豊川市物品管理規則の規定に基づき適正に行うこと。

上記のほか、備品・消耗品の取扱いについては、別途協定書で定める。

7 経理規定について

指定管理者は、経理規定を作成し、経理事務を行うこと。

8 立入検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行う。指定管理者は、合理的な理由がなく、これを拒否できないこととする。

9 指定期間開始前の引継ぎ事務

指定管理者は、指定期間開始前において、円滑かつ支障なく、管理運営業務を実施できるように引継ぎを行うこと。

10 指定期間終了にあたっての引継ぎ事務

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営業務を実施できるように引継ぎを行うこと。

11 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了した場合、指定が取消された場合及び全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合は、市の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡さなければならない。

12 協議

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

13 業務を実施するにあたっての注意事項

公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利或いは不利になる運営をしないこと。

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

別紙 1 「施設管理業務一覧表」

(1) 豊川市総合体育館関係分

区 分	概 要
1 トレーニング室日常管理指導業務	トレーニング室の業務員及び業務補助員並びにレクアリーナ内で実施するエアロビクス・ストレッチのトレーナー費用分
2 設備運転等管理業務	諸々の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。 (参照：別紙 1 仕様書)
3 清掃業務	総合体育館が良好かつ清潔に使用できるように、清掃業務を行う。 (参照：別紙 2 仕様書)
4 冷温水発生機保守点検	冷温水発生機に係る保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。 冷温水発生機； 2 基 冷却塔； 2 基 (参照：別紙 3 仕様書)
5 自動制御機器保守点検	自動制御機器に係る保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。 メーン・アリーナ空調制御 中央監視盤等 (参照：別紙 4 仕様書)
6 エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
7 警備業務	総合体育館に係る安全警備を実施する。
8 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
9 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
10 除草・植木剪定作業	総合体育館周辺の除草及び植木剪定による整備作業
11 ばい煙測定作業	冷温水発生機ばい煙測定の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
12 除草剤散布作業	総合体育館周辺の除草剤散布による整備作業
13 自動ドア装置保守点検	自動ドアの保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
14 テレビ電波障害対策費	テレビ電波障害関係費用

(2) 豊川市プール関係分

区 分	概 要
1 管理業務	受付、監視、救急救護、清掃、機械設備の運転及び日常の全般業務を行う。 (参照：別紙 5 仕様書)
2 ウォータースライドの定期検査業務	ウォータースライドの保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
3 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
4 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
5 水質検査業務	水道法第 4 条第 2 項に基づく検査

(3) 豊川市野球場関係分

区 分	概 要
1 体育施設維持管理作業	当該施設を良好に維持するための一連の作業 (参照：別紙 6 仕様書)
2 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
3 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。

(4) 豊川市陸上競技場関係分

区 分	概 要
1 体育施設維持管理作業	当該施設を良好に維持するための一連の作業 (参照：別紙 6 仕様書)
2 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
3 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
4 トイレ清掃	トイレ清掃を実施し、きれいに維持

(5) 豊川市庭球場関係分

区 分	概 要
1 体育施設維持管理作業	当該施設を良好に維持するための一連の作業 (参照：別紙 6 仕様書)
2 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。

(6) 弘法山公園野球場関係分

区 分	概 要
1 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。

(7) 本野原第一公園広場関係分

区 分	概 要
1 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。

(8) 豊川市武道館関係分

区 分	概 要
1 トレーニング器具保守点検	トレーニング器具の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
2 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
3 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
4 清掃業務	定期清掃業務を行い、施設を清潔に保つ。
5 浄化槽保守点検及び清掃	浄化槽の保守点検及び清掃を行い、機能の正常化及び保全を図る。
6 樹木の剪定及び消毒	樹木剪定等による整備作業

(9) 豊川市農業者トレーニングセンター関係

区 分	概 要
1 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化を図る。
2 防火対象物点検	防火対象物の点検を行う。
3 空調設備保守点検	空調設備の良好かつ、正常化を保つために、保守点検を行う。
4 清掃業務	農業者トレーニングセンターが良好かつ清潔に使用できるように、清掃業務を行う。
5 施設維持管理業務	当該施設を良好に維持するための一連の作業

(1 0) 豊川市一宮体育センター関係

区 分	概 要
1 消防設備点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化を図る。
2 清掃業務	一宮体育センターが良好かつ清潔に使用できるように、清掃業務を行う。
3 施設維持管理業務	当該施設を良好に維持するための一連の作業

(1 1) 豊川市東上及び豊川市足山田野球場関係

区 分	概 要
1 電気保安業務	電気設備について、良好かつ安全に機能するよう業務を行う。
2 清掃草刈業務	野球場が良好かつ清潔に使用できるように、清掃及び草刈業務を行う。
3 施設維持管理業務	当該施設を良好に維持するための一連の作業

(1 2) 豊川市上長山庭球場

区 分	概 要
1 清掃草刈業務	テニスコートが良好かつ清潔に使用できるように、清掃及び草刈業務を行う。

(1 3) 豊川市いこいの広場関係

区 分	概 要
1 清掃草刈業務	いこいの広場が良好かつ清潔に使用できるように、清掃及び草刈業務を行う。
2 緊急時施設運搬業務	台風等により、豊川が増水時は簡易トイレの運搬を行う。

(1 4) 豊川市音羽運動公園関係

区 分	概 要
1 警備業務	当該施設に係る安全警備を実施する。
2 浄化槽維持管理業務	浄化槽を良好に維持するための作業
3 浄化槽法定検査	浄化槽に係る法定検査
4 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
5 運動施設遊具点検	当該施設にある運動施設遊具の点検実施
6 公園内整備業務	当該施設内の除草及び植木剪定等による整備作業を実施し、施設の美観を損なわないよう実施する。
7 オートドア装置保守点検	自動ドアの保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
8 水質検査業務	水道法第 4 条第 2 項に基づく検査

(1 5) 豊川市御津体育館及び豊川市御津庭球場関係

区 分	概 要
1 警備業務	当該施設に係る安全警備を実施する。
2 消防設備保守点検	消防設備の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
3 電気工作物保安管理	電気工作物の保守点検を行い、機能の正常化及び保全を図る。
4 清掃業務	当該施設が良好かつ清潔に使用できるように、清掃を行う。
5 空調設備保守点検	空調設備の良好かつ、正常化を保つために、保守点検を行う。

(1 6) 豊川市御幸浜パターゴルフ場関係

区 分	概 要
1 浄化槽保守点検及び清掃	浄化槽の保守点検及び清掃を行い、機能の正常化及び保全を図る。
2 パターゴルフ場樹木剪定作業	当該施設内の植木剪定等による整備作業を実施する。樹木剪定作業は年 2 回程度実施すること。

自然芝が使われているパターゴルフ場の現状維持に十分配慮すること